

○債務繰延べに関する日本国政府とブラジル連邦共和国政府との間の二の  
協定を修正する二の議定書

(略称) ブラジルとの二の債務繰延べ協定修正議定書

平成 三年 四月一十六日 ブラジリアで  
平成 三年 四月二十六日 効力発生  
平成 三年 六月 一日 告示

(外務省告示第三三三一号)

目 次

ページ

○海外経済協力基金に対するブラジルの債務の繰延べのための日本国政府とブラジル連邦共和国政府との間の協定を 修正する議定書	一一三
前 文	一一三
1 4(2)(b)(i)の改正	一一三
2 効力発生	一一三
末 文	一二四
○国際協力事業団に対するブラジルの債務の繰延べのための日本国政府とブラジル連邦共和国政府との間の協定を修 正する議定書	一二五
前 文	一二五
1 4(2)(b)(i)の改正	一二五
2 効力発生	一二六

ブラジルとの二の債務繰延べ協定修正議定書

末文

一  
一  
一  
一

一一一六

前文

(訳文)

海外経済協力基金に対するブラジルの債務の繰延べのための日本国政府とブラジル連邦共和国政府との間の協定を修正する議定書

PROTOCOL MODIFYING THE AGREEMENT  
BETWEEN THE GOVERNMENT OF JAPAN  
AND THE GOVERNMENT OF BRAZIL  
FOR THE RESCHEDULING OF THE BRAZILIAN DEBTS  
OWED TO THE OVERSEAS ECONOMIC COOPERATION FUND

日本国政府及びブラジル連邦共和国政府は、

千九百八十九年六月二十三日にブラジリアで署名された海外経済協力基金に対するブラジルの債務の繰延べのための日本国政府とブラジル連邦共和国政府との間の協定（以下「協定」という。）を修正することを希望して、

次のとおり協定した。

4  
改  
(2)  
(b)  
(i)

- 1 協定4(2)(b)(i)を次のように改める。  
(b) (i) 2(1)(a)にいう債務の各々は、次の計画に従って支払われる。  
  
(aa) 一分の一は、(1)にいう契約の署名の日以後三十日  
  
(bb) 六分の一は、千九百九十一年七月一日  
(cc) 六分の一は、千九百九十二年一月一日  
(dd) 六分の一は、千九百九十二年七月一日
- 2 この議定書は、署名の日に効力を生ずる。

ブラジルとの二の債務繰延べ協定修正議定書

|||||

ブラジルとの間の債務繰延・協定修正議定書

一一一

末

文

以上の証拠として、下名は、正當に委任を受けての議定書に署名した。  
一千九百九十一四年四月二十六日は、ブラジリアで、英語による本書二通を作成した。

date of the signature thereof.

IN WITNESS WHEREOF the undersigned, duly authorized thereto, have signed this protocol.

DONE in duplicate in English at Brasilia on  
April 26, 1991.

日本国政府のために

賀陽治憲

For the Government  
of Japan:

For the Government  
of the Federative  
Republic of Brazil:

(Signed)

(Signed)

Harunori Kaya

Helio Gil Gracindo

ブラジル連邦共和国政府のために

エリオ・ジル・グラシンド

(訳文)

国際協力事業団に対するブラジルの債務の繰延べのため  
の日本国政府とブラジル連邦共和国政府との間の協定を  
修正する議定書

PROTOCOL MODIFYING THE AGREEMENT  
BETWEEN THE GOVERNMENT OF JAPAN  
AND THE GOVERNMENT  
OF THE FEDERATIVE REPUBLIC OF BRAZIL  
FOR THE RESCHEDULING OF THE BRAZILIAN DEBTS  
OWED TO THE, JAPAN  
INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY

前文

日本国政府及びブラジル連邦共和国政府は、  
千九百八十九年六月二十三日にブラジリアで署名された国際  
協力事業団に対するブラジルの債務の繰延べのための日本国政  
府とブラジル連邦共和国政府との間の協定（以下「協定」とい  
う。）を修正することを希望して、

次のとおり協定した。

4  
(2)  
(b)  
(i)

1 協定4(2)(b)(i)を次のように改める。

(b)(i) 2 (1)(a)にいう債務の名々は、次の計画に従って支払  
われる。

1一分の一は、(1)にいう契約の署名の日の後三十日  
after the date of the signature of the  
agreement referred to in subparagraph  
(1) of this paragraph,  
(aa) one half (1/2) thirty (30) days  
will be paid in accordance with the  
following schedule;

- (bb) 六分の一は、千九百九十一年七月一日  
六分の一は、千九百九十二年一月一日  
六分の一は、千九百九十二年七月一日
- (cc) 1992, and
- (dd) one sixth (1/6) on July 1, 1992."

ブラジルとの二の債務繰延く協定修正議定書

一一一

効力発生  
2 ニの議定書は、署名の日に効力を生ずる。

末文

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けたニの議定書に署名した。  
千九百九十一年四月二十六日にブラジル、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

賀陽治憲

ブラジル連邦共和国政府のために

エリオ・ジル・グラシン

For the Government  
of Japan:

For the Government  
of the Federative  
Republic of Brazil:

(Signed)

Harunori Kaya

(Signed)

Helio Gil Gracindo

(参考)

これらの議定書は、平成元年六月二十二日に署名されたブラジルとの日の債務繰延く協定（平成元年二国間条約集参照）のうち二協定を修正するものである。

2. This Protocol shall enter into force on the date of the signature thereof.

IN WITNESS WHEREOF the undersigned, duly authorized thereto, have signed this protocol.

DONE in duplicate in English at Brasilia on April 26, 1991.